

シリーズ②

「公共施設の見直しをどう進めるか」

はつめい

前回のスリムタウン通信(第三号)では、「公共施設の見直しをどう進めるか」と題して、公共施設の見直しについて、これまでの取り組みの経過や、町内六百を超える公共施設が将来どのように見直されるかなどについて、町の基本的な考え方をお知らせしました。

今回は、公共施設がどう変わるのか、主な施設の見直し方針やその時期について、「新上五島町公共施設見直し実施計画(案)」に掲げた方針に沿ってお知らせします。

「新上五島町公共施設見直し実施計画(案)」にはどのようなことが示されていますか。

◆実施計画(案)には、町内六百四十九の施設のなかで、そのあり方を見直すこととなる九十五の施設について、その見直しの具体的内容で見直しの時期について、それぞれの施設ごとに町の方針を明らかにしています。

◆また、今回の計画は、その見直し期限を合併から十年目となる平成二十六年までといたしましたが、平成二十六年以降であっても、現在

の町の考え方を示すべき施設については、その方向性を掲げています。

◆そのほか、実施計画(案)には施設の見直しまでの具体的スケジュールや、計画どおりに見直しを行った場合の職員数の削減や効果額など、その内容を掲げています。

見直し施設はどのように変わりますか。

◆施設の見直し方針については、先月号の町報紙(「新上五島町公共施設見直し計画について」)のなかで、統廃合・廃止(休止)・一部廃止・地域移譲・民間移譲・更新又は建替・将来の方向性など、主な施設の方針を掲載しました。

◆その見直しの主なものは、
 ・奈良尾火葬場など八施設が、他施設へ利用を集約(統合)することなどによる施設の廃止(統廃合)
 ・若松ディアパーク内の宿泊施設や各地区の体育館(有福・日島・間伏・青方・飯ノ瀬戸)など五十三施設が、施設の老朽化や利用者の減少などによる施設の廃止又は休止

・若松・新魚目診療所など四施設が入院部門の廃止などによる業務内容の見直し(一部廃止)
 ・各地区の運動場(浦桑・岩瀬浦・小奈良尾・浜串・福見)など八施設が、地域の理解を得ながら管理を委ねる地域移譲

・養護老人ホーム朝海荘など、十九施設が施設運営の効率化や施設の有効活用を図るための民間移譲

・しんうおのめ温泉荘・保養センターやつつじヶ丘団地など、四施設がリニューアルを目的とした施設の建て替え

◆このほか、本庁舎の建て替えを当面凍結するなど、二十四施設について現時点での施設の方向性を示しています。

◆紙面の都合で概略の記載ですが、見直しの詳細については、町ホームページに掲載しているほか、本庁及び各支所で閲覧できますので、是非、ご覧ください。

住民サービスはどのように変わりますか。(有効活用や重点化の事例)

◆施設の見直しについては、「施設の有効活用と適正配置」をテーマとして掲げ、可能な限り利用者サービスを維持しながら見直しを行うこととしています。

◆例えば、町内四箇所の火葬場は、施設の老朽化にあわせ、随時、上五島火葬場に集約することを予定しています。その際、適正な時期に上五島火葬場の炉の増設や設備の拡充を検討し、利用者サービスが低下しないよう施設の見直しを行います。

◆また、上五島中学校夜間照明施設(休止中)、青方小学校夜間照明施設については、利用率の高い上郷グラウンドへの機能を集約することで、フェンスの拡充や夜間照明施設の増設等を行い、施設の充実を図ることとしています。
 ◆さらに、旧町の農業振興施策で建設した加工

施設を最も有効に活用できる団体に払い下げることや、公園としての利用がない広場のベンチを撤去し、用地の売却又は払い下げを行うことにより、未利用資産の有効活用を図ります。

関係者との協議はどのようになっていますか。

◆見直しを行うにあたっては、住民や関係者の皆さまの理解は必要不可欠ではありますが、町としての方針を策定するにあたり、これまでに見直し対象のすべての施設について、地域住民や関係者との協議・合意を得ているものではありません。

◆具体的には、朝海荘の民間移譲や津和崎小学校・神之浦小学校の統廃合など、平成二十一年四月からの見直しとなる施設については、計画策定段階で、関係者との協議・合意を得ているものもありますが、その他の施設については、見直しの実施までに、順次、関係者や地域との協議を通して、住民の意向を把握し、理解を求めながら見直しを行うこととしています。

本庁舎の建て替えはどのようになっていますか。

◆本庁舎の建て替えについては、合併前の合併協議会で「合併特例債が活用できる合併後十年の間（平成二十六年まで）に、新しい事務所を

建設する。」と決定されています。さらに、建設場所については、「新魚目町浦桑郷地内、浦浜地先を含むものとし、具体的な場所については、合併後速やかに検討に入り、議員の在任特例期間内（平成十八年四月三十日）に決定する。」とされています。

◆ご承知のとおり、現在の町を取り巻く環境は、三位一体の改革に伴う国庫補助金の廃止や交付税の縮減のほか、長引く景気の低迷からなる税収の減少など、当時の町を取り巻く環境とはかなり状況が変化しています。現在、町では財政健全化に向けたさまざまな行革（行政改革）努力を行っているところであり、計画的な職員数の削減や公債費の抑制など、引き続き行革に取り組む必要があると考えています。

◆今後、計画的な職員数の削減が進めば、現在の本庁舎での業務が可能であると思われることから、平成二十六年までの建て替えは行わないものとし、当面、本庁舎の建設については凍結する方針を掲げています。

将来は支所は無くなるのですか。

◆支所のあり方については、今後の職員数の推移、本庁業務との整合性を図りながら、その業務を町民生活に密着したものに限定し、整理統合を進めていく方針であり、将来は支所の統廃合・出張所化等についても検討すべき課題と考えています。

◆しかしながら、現時点においては、住民ニーズ

の把握や庁舎の空きスペース活用方策の検討に一定の時間を要すること、また、施設そのものを廃止するには防災行政無線設備の更新に多額の経費を要することなどから、財政状況を勘案しながら更に検討を進めることとし、当面は現状の施設を維持いたします。

◆また、その業務については、更に住民生活に密着したものに限定し、必要に応じ人員配置の見直しを進めるなど、総合支所の機能をより住民窓口業務へと縮小してまいります。

最後に

施設の見直しにあたっては、町の財政状況を理由に、不採算なものを全て見直すものではありませんが、反対があるからといって、それを聖域化し見直しの対象から外すことも難しいのが現状です。

施設の見直しは、住民の痛みを伴うものが多く含まれることから、その実施にあたっては、住民や関係者の皆さまの理解は必要不可欠であり、あらゆるものをいったん粗上に載せたうえで、優先度を決めながら、順次、見直しを進めてまいりますので、ご理解・ご協力を頂きますようお願いいたします。

なお、現在、この「新上五島町公共施設の見直し実施計画(案)」について、意見公募手続（パブリックコメント）を実施しています。募集期間は平成二十一年一月五日(月)から二月十六日(月)となっています。住民の皆さまのご意見をお寄せください。

問い合わせ ●総務課行政班 ☎53-11112